

議案番号	件名														
提案課名	内容														
議案第65号	三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について														
交通まちづくり課	<p>【趣旨】 小野地区において自家用有償旅客運送の運行を開始するほか、使用料に関する規定における「障害者等」に含まれる介護人の範囲を拡大するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 道路運送法（昭和26年法律第183号） 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）</p> <p>【改正内容】 1 運行路線等の追加</p> <table border="1" data-bbox="411 898 1452 1151"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 898 600 987">路線</th> <th data-bbox="600 898 772 987">起点</th> <th data-bbox="772 898 962 987">主な経由地</th> <th data-bbox="962 898 1208 987">終点</th> <th data-bbox="1208 898 1452 987">対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 987 600 1151">乙原小野線</td> <td data-bbox="600 987 772 1151">乙原又は小野地内</td> <td data-bbox="772 987 962 1151">乙原又は小野地内</td> <td data-bbox="962 987 1208 1151">乙原又は小野地内の神姫バス停留所</td> <td data-bbox="1208 987 1452 1151">乙原及び小野</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 使用料に関する規程（別表第2）における「障害者等」に含まれる介護人について、新たに「精神障害者保健福祉手帳」及び「療育手帳」の交付を受けた者を対象とする。</p> <p>【施行期日】 公布日</p>					路線	起点	主な経由地	終点	対象地域	乙原小野線	乙原又は小野地内	乙原又は小野地内	乙原又は小野地内の神姫バス停留所	乙原及び小野
路線	起点	主な経由地	終点	対象地域											
乙原小野線	乙原又は小野地内	乙原又は小野地内	乙原又は小野地内の神姫バス停留所	乙原及び小野											